

独立行政法人情報処理推進機構 電子入札運用基準

令和5年1月

最終改訂 令和5年9月 一部改訂

財務部契約グループ

本運用基準は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「当機構」という。）の物品・役務等の発注における電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の運用について、必要な事項を定めるものである。

1 電子入札実施の基本方針

当機構が電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理することとし、原則として、紙による証明書や入札書等の提出（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。

2 紙入札承諾の基準

(1) 紙入札申請の期限

入札（見積もりを含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）であって、紙入札での参加を希望する者は、紙入札による参加願（別記様式1）により競争参加資格確認書類提出期限までに各案件の入札説明書に記載のある入札執行者（以下「入札執行者」という。）に紙入札の申請をするものとする。

(2) 紙入札での参加を認める基準

入札執行者は、(1)に規定する紙入札申請があったときは、次のいずれにも該当する場合に限り、その紙入札での参加（紙入札への変更を含む。以下同じ。）を認めるものとする。

① 政府調達に関する協定の適用を受ける案件において、紙入札を希望する場合

② 次のいずれかの理由により電子入札システムでの入札ができない場合

(ア) 電子入札システムを導入中であり、間に合わないため

(イ) 商号若しくは名称、所在地又は代表者の変更があった場合であって、当機構に電子入札システム利用登録変更申請書（以下「変更届」という。）を提出し、かつ、電子証明書（以下「ICカード」という。）の発行の申請を予定し、又は申請中のとき
（パソコンの故障、ICカードの期限切れ・破損等、入札参加者の責による場合は、紙入札を認めない。）

(ウ) システム障害のため

(エ) その他やむを得ない理由

③ 入札全体の手続に影響がないと認められる場合

④ 紙入札申請が(1)に記載の期限までになされた場合

(3) 紙入札に移行する場合の取扱い

(1)及び(2)の基準等により、紙入札での参加を認めた場合は、その入札参加者について、

紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として取り扱うものとする。

また、提出書類の提出期限は、電子入札システムによる当該提出書類の提出期限と同一とし、入札書は、入札書提出期限までに持参又は郵送するよう紙入札業者に指示するものとする。提出された入札書は、入札執行者が開札まで厳重に保管する。

3 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

開札日時、入札書受付締切日時、その他の提出期限等の日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報について錯誤が認められた場合には、以下の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。ただし、軽微な錯誤であって、全体の入札手続に重大な影響がないものについては、案件の訂正により対応することができる。

- ① 錯誤案件に対して入札書や技術資料等の提出が行われるのを防ぐため、提出期限日時の変更を行う。

（修正例：受付開始日時 13:00 同提出期限日時 13:01）

- ② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

（修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）

- ③ 新規の案件として改めて登録する。

- ④ 既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡のとれる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を送信するように依頼する。

(3) 紙入札への切替時の処理

特段の事情により当機構が当該案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」(見積案件にあつては、「(紙見積もりに移行)」)と追記変更し、以降当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。

4 添付書類の取扱い

(1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

入札手続において必要な添付書類は、原則として電子ファイルにより提出するものとする。

添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないものとする。

番号	アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word 2013 以降形式(.docx)
2	Microsoft Excel	Excel 2013 以降形式(.xlsx)
3	その他のアプリケーション	PDF 形式(Acrobat5.0 以降)(.pdf) 画像ファイル(.jpg、.gif)

	その他公告等により特別に認めたファイル形式
--	-----------------------

(2) 圧縮方法の指定

圧縮ファイルを利用する場合における圧縮形式は、ZIP形式に限るものとする。この場合において、パスワード付きの形式及び自己解凍方式は、使用しないものとする。

(3) 持参又は郵送を認める基準

添付書類の容量が次に示す容量を超える場合には、原則として持参又は郵送による提出を求めるものとする。また、案件の特性等により、全ての電子入札による入札参加者に対して持参又は郵送による提出を求めることができる。

提出書類	添付書類の内容	添付可能な容量
競争参加資格確認申請書	資格審査結果通知書の写し、適合証明書 等	10MB
入札書	入札書	3MB

(4) 持参又は郵送の方法及び提出期限

- ① 持参又は郵送での提出を認める場合には、必要書類の一式を持参させ、又は郵送させるものとし、原則として電子入札システムでの提出との分割は認めない。
- ② 持参又は郵送の場合における提出期限は、電子入札システムによる当該提出書類の提出期限と同一とし、当該提出期限までに到着していなければならないものとする。
- ③ 郵送による提出を認める場合は、書留その他の配達記録が残るものを必ず利用させるものとする。この場合において、入札書等については、入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）を記載するとともに、案件名及び入札書在中と朱書きし、その他提出書類を合わせて封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）を記載するとともに、案件名及び提出書類在中と朱書きすること。そのうえで、二重封筒として、表封筒に案件名及び提出書類在中と朱書きにて表示するよう求めるものとする。入札執行者は、開札まで厳重に保管する。

(5) ウィルス感染ファイルの取扱い

当機構は入札参加者から提出された添付書類にウィルス感染していることが判明し、又はその疑いがある場合は、無効（失格）とすることができる。

5 開札

(1) 紙入札の取扱い

電子入札において紙入札業者がいる場合には、入札執行者の入札執行の宣言後、当該紙入札業者の入札書の記載金額及びくじ番号を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。この場合において、紙入札業者を開札に立ち合わせることができる。

(2) 落札者決定通知書の送付

入札執行者は、落札者を決定したときは、電子入札システムによる全ての入札参加者に対して落札者決定通知書により通知するものとする。

(3) 2回目以降の入札の受付期間の設定基準

1回目の入札で予定価格に達しなかった場合における2回目の入札の受付時間は入札書受付開始から当面20分間を標準として設定するものとする。

(4) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札者決定通知書又は再見積通知書の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

(5) 入札書提出後の辞退

電子入札システムによる入札書は、その提出後において、撤回、訂正等はできないものとする。また、電子入札システムにより入札書を提出後、入札参加者の参加資格が喪失したと認められる場合（指名停止処分となった場合や会社が倒産した場合など）は、当該入札書は無効とする。

(6) くじになった場合の取扱い

入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、必要に応じて通知を行い、電子くじの実施後、落札者決定通知書を発行するものとする。

落札となるべき同価格の入札をした者の全てが紙入札業者である場合には、通知をすることなく、その場でくじを実施のうえ落札者決定通知書の発行を行うことができる。

(7) 低入札価格調査になった場合の取扱い

入札執行者は、調査基準価格を設定した入札において、調査基準価格に満たない価格をもって入札となった場合は、必要に応じて保留通知書にて通知を行い、低入札価格調査を実施の上、落札者の決定後、落札者決定通知書を発行するものとする。

(8) 入札参加者側の障害による開札時間等の変更

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。調査確認の結果、原則として複数の入札参加者が次に掲げる障害により入札に参加できず、かつ、復旧が入札書受付締切時間に間に合わないと判断される場合は、入札書受付締切時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、2参照）。

- ① 天災
- ② 広域・地域的停電
- ③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④ その他時間延長が妥当であると認められる障害（ICカードの紛失又は破損、端末の不具合その他の入札参加者の責による障害を除く。）

変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信し、又は電話等により連絡するものとする。変更通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信し、又は電話等により連絡するものとする。

(9) 当機構側の障害による開札時間等の変更

当機構側に障害が発生した場合は、障害復旧の見込みがある場合には入札書受付締切時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信し、又は電話等により連絡するものとし、変更通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信し、又は電話等により連絡するものとする。

(10) 開札を中止する場合の取扱い

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨の通知を行うとともに、既に提出された入札書については開札を行わないものとする。

(11) 入札書未送信者の取扱い

入札書提出期限の予定時間になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、当該電子入札参加者から(8)の申告等がないときは、当該電子入札参加者が入札を辞退したものとみなすものとする。

6 利用者登録及びICカードの取扱い

(1) 利用者登録

- ① 入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合や、新たにICカードを取得した場合は、使用するICカードについて、事前に電子入札システムから利用者登録を行うものとする。
- ② 入札参加者は、利用者登録した代表窓口情報、ICカード利用部署情報等に変更が生じた場合は、随時電子入札システムから変更内容の登録を行うものとする。
- ③ 入札参加者は、電子入札システム利用登録申請書の登録事項に変更が生じた場合は、変更届の提出と併せて、電子入札システムから変更内容の登録を行うものとする。

(2) 電子入札を利用することができるICカードの基準

- ① 電子入札を利用することができるICカードは、当機構が認める民間の電子認証局が発行したICカードで、代表者又は代表者から入札・見積権限について委任状(別記様式2)により委任を受けた旨、当機構に届出のある者の名義のICカードに限るものとする。
- ② 委任状の提出時期は、利用登録の申請時及び委任の内容に変更があったときとし、電子メールにより提出するものとする。
- ③ 委任期間は、ICカードの有効期限を限度とする。
- ④ 入札書等の送信に使用するICカードは、送信時かつ開札日時において有効なICカードに限るものとする。

(3) ICカード等の管理

- ① ICカード利用者登録を行った者は、当該ICカードの破損、紛失、盗難その他の事故を予防するために必要な措置を講じなければならない。
- ② ICカード利用者登録を行った者は、当該ICカードの紛失、盗難等によりICカードを不正に使用されるおそれが生じたときは、直ちに当該ICカードの失効その他の適切な措置を講じなければならない。

(4) ICカードの不正使用等への対応

入札参加者がICカードを(3)に掲げる事項に違反して使用した場合及び次に掲げる場合に

は、当該入札参加者の指名を取り消し、その提出した入札書を無効とし、又は入札案件への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除するか否かを判断するものとする。

- ① 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ④ その他明らかにＩＣカードを不正使用したものと認められる場合

7 運用時間

(1) 運用時間

電子入札システム及び入札情報サービス、ヘルプデスクの運用時間は、次の通りとする。

サービス	運用時間
電子入札システム	平日 8 : 30 ~ 20 : 00 ※
入札情報サービス	平日 6 : 00 ~ 23 : 00 ※
ヘルプデスク	平日 9 : 00 ~ 12 : 00, 13 : 00 ~ 17 : 30 ※

※土日、祝日、年末年始を除く

8 その他

本運用基準は、当機構の必要に応じて適宜見直すものとする。

別記様式 1

紙入札による参加願

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

財務部長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

「〇〇〇〇〇業務」（〇〇〇〇年〇月〇日付公告）の入札に際し、下記の理由のとおり、紙による入札への参加を申し出ます。

記

（電子入札システムによる入札ができない理由）

（本件に関する問い合わせ先）

担当部署 :

担当者名 :

電 話 :

ファックス :

電子メール :

上記については、承諾します。

年 月 日

_____ 殿

独立行政法人情報処理推進機構
財務部契約グループ 入札執行担当

委 任 状 （ 電子入札システム用 ）

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

財務部長 殿

本店所在地

法人名（商号又は名称）

代表者役職

代表者氏名

私は、独立行政法人情報処理推進機構における電子入札システム利用について下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

1 代理人（電子入札で使用する電子証明書(ICカード)に関する情報)

所 在 地 :

役職・氏名（名義人）:

電子証明書発行認証局名:

電子証明書(ICカード)番号:

電子証明書の有効期限:

2 委任事項（電子証明書(ICカード)の使用用途)

独立行政法人情報処理推進機構における電子入札システムの案件に係る入札及び見積

3 委任期間（電子証明書の有効期限の期限以内で記載）

20XX年 月 日から 20XX年 月 日まで